

令和8年第5回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 令和8年5月27日（水） 午後3時05分から午後3時55分まで
- 2 場所 大分市役所第2庁舎4階 教育委員室
- 3 出席者 教育長 栗井 明彦
二番委員 岡田 史絵
三番委員 廣津留 すみれ
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古賀 精治

*三番委員は、インターネットを利用した方法による出席

4 出席事務局職員

教育部長	永野 謙吾
教育部次長兼文化財課長	安東 孝浩
教育総務課長	中山 英人
学校教育課長	安部 桂司
児童生徒支援課長	上野 展久
学校施設課長	谷脇 征治
体育保健課長	野崎 修
人権教育推進課長	高橋 秀徳
社会教育課	若林 正策
大分市教育センター所長	赤峰 竜二
美術振興課長	後藤 逸人
教育総務課参事	佐藤 靖寿

5 書記

教育総務課参事補	石川 仁美	教育総務課主査	和田 宏
教育総務課主査	松下 祐介	教育総務課主任	金田 紗耶子

6 傍聴人 1名

7 議題

(1) 議案

(教報議第5号) 令和7年度補正予算（令和8年3月31日付市長専決処分）について

(教議第38号) 大分市立義務教育学校設置条例の一部改正について

(教議第39号) 大分市教育委員会所管事務委任規則の一部改正について

(教報議第6号) 大分市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について

(教報議第7号) 大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員の委嘱及び任命について

(教議第40号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

(教報議第8号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱について

(教報議第9号) 大分市社会教育委員の委嘱及び任命について

(2) 報告事項

- ①令和8年度 行政評価・実施計画について
- ②O I T A C O C O L O P L A Nについて
- ③賀来小中学校施設整備事業スケジュールについて
- ④明治小学校施設整備事業スケジュールについて
- ⑤大分市教育施設整備保全計画2026改訂について
- ⑥学校規模の適正化に関するアンケート調査について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和8年第5回大分市教育委員会を開会いたします。

(午後3時05 開会)

本日は、傍聴者の方がいらっしゃるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

本日は、林委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているので会議は成立していることを宣告いたします。

また、廣津留委員がこの場に参集することができないため、大分市教育委員会会議規則第2条の2第1項の規定により、インターネットを利用した方法による会議の参加を認めています。

本日の署名委員を二番委員、四番委員にお願いします。

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教報議第5号「令和7年度補正予算（令和8年3月31日付市長専決処分）」、教議第38号「大分市立義務教育学校設置条例の一部改正について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

全委員

(挙手)

教育長

全委員賛成と認め、教報議第5号、教議第38号は秘密会とします。残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の報告を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長	それではまずはじめに、教議第３９号「大分市教育委員会所管事務委任規則の一部改正について」報告いたします。事務局、説明をお願いします。
教育総務課長	教議第３９号「大分市教育委員会所管事務委任規則の一部改正について」ご説明申し上げます。 本件は、教育委員会から教育長への事務委任に関する規定について、審査請求に関することの規定の明確化をしようとするものです。 審査請求に関する事務については、規則第２条第１項の規定による教育長への事務委任がされておらず、教育委員会の権限とされております。 一方で、教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分についての審査請求は、教育委員会は教育長の上級行政庁に該当しないことから、行政不服審査法第４条第１号の規定により、教育長に対して審査請求をすべきと解されております。 このように、教育長の権限として審査請求に関する事務を行うことがあることから、審査請求に関する事務を教育委員会の権限として規定している規則第２条第１項第９号を改正しようとするものです。 以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは採決いたします。教議第３９号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全委員	(異議なしとの声)
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。 それでは次に、教報議第６号「大分市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
児童生徒支援課長	教報議第６号「大分市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について」についてご説明申し上げます。 本案は、大分市奨学生選考委員会委員の任期が令和８年５月１３日で満了したことから、次期選考委員会委員を委嘱及び任命いたしましたので、

ご報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。

なお、委員の任期につきましては、「大分市奨学資金に関する条例施行規則」第2条第1項第3号において、2年と規定しておりますが、第4回教育委員会でご承認いただいた、同施行規則の附則（委員の任期の特例）を適用し、令和8年5月14日から令和10年3月31日までといたしております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは採決いたします。教報議第6号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

（異議なしとの声）

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

それでは次に、教報議第7号「大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

体育保健課長

教報議第7号「大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。

本件は、これまで委嘱及び任命しておりました大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員につきまして、令和8年3月31日で任期が満了となりましたことから、令和8年4月1日付けで、別紙名簿のとおり新たに委員を委嘱及び任命いたしましたので、ご報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。

なお、委員の任期は、令和11年3月31日までの3年間でございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは採決いたします。教報議第7号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員	(異議なしとの声)
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。 それでは次に、教議第40号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
社会教育課長	教議第40号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明いたします。 本件は、大分市公民館運営審議会委員につきまして、中央公民館及び西部公民館の運営審議会委員の任期が5月末で満了となりますことから、次期運営審議会委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。 なお、委員の任期は、令和10年5月31日までとなっております。 以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは採決いたします。教議第40号は原案のとおり決定することに ご異議ありませんか。
全委員	(異議なしとの声)
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。 それでは次に、教報議第8号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
社会教育課長	教報議第8号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明 いたします。 本件は、大分市公民館運営審議会委員につきまして、選出団体での役員交代などに伴い、後任の委員を委嘱いたしましたので、承認を求めるものでございます。 なお、今回委嘱いたしました委員の任期は、前任者の残任期間となっております。 以上でございます。

教育長	ご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは採決いたします。教報議第8号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
全委員	(異議なしとの声)
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。
	それでは次に、教報議第9号「大分市社会教育委員の委嘱及び任命」を議題といたします。
	事務局、説明をお願いします。
社会教育課長	教報議第9号「大分市社会教育委員の委嘱及び任命」についてご説明いたします。
	本件は、大分市社会教育委員の選出団体であります、大分市中学校長会及び大分市青少年補導員連絡協議会の委員の交代に伴い、新委員の委嘱及び任命を行いましたので、ご報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。
	なお、今回委嘱及び任命いたしました委員の任期は、前任者の在任期間となっております。
	以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは採決いたします。教報議第9号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
全委員	(異議なしとの声)
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。
	それでは次に、報告事項の説明をお願いします。
教育総務課長	報告事項1点目「令和8年度 行政評価・実施計画について」ご報告申し上げます。
	パソコン内の資料をご覧ください。
	令和8年度の行政評価・実施計画の方針についてですが、大分市総合計画の進行管理を的確に行うため、PDCAサイクルに基づき、「選択と集

中」「優先順位の最適化」を意識した検証を行うとともに、評価結果を効果的かつ効率的に予算編成等に反映させることができるよう、実施計画との一体的な運用を図ることとしております。

なお、5段落目にありますように、昨年10月に公表された「財政収支の中期見通し」では、収支不足の累計は令和11年度末で105億円に達し、これを基金で対応する場合、令和11年度末における基金残高は26億円まで減少する見込みとなっており、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

そのため、教育委員会といたしましても、実施方針に基づいた「選択の集中」と「優先順位の最適化」を意識しながら行政評価と実施計画をまとめていきたいと考えております。

次に、今年度の行政評価・実施計画進行の具体的なスケジュールについてですが、各部局内にて事務事業評価等の一次評価を行い、作成した資料を6月26日までに企画課へ提出いたします。

その後、7月から8月にかけて、内部検討チームによる整理・集約が行われ、8月下旬にから市長を統括者とする総合経営会議を開催し、二次評価を行います。

その後、9月の事務事業評価部会を得て10月上旬の総合経営会議にて実施計画を作成したのちに、客観的かつ公平な実施を確保するため、行政評価・行政改革推進委員会の意見を聴いた上で、来年度以降の予算へ反映することといたしております。

行政評価・実施計画の作成において、昨年度に引き続き、教育委員の皆様からのご提案、アイデアをいただき、事務局内で十分検討させていただきたいと考えております。

提案書の様式と依頼文につきましては、先日メールにて送付させていただいておりますが、教育委員会の所管事業に対してご提案いただけるものがございましたら、6月5日までにご提出いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

教育長

全委員	(なしとの声)
教育長	それでは次の報告事項の説明をお願いします。
児童生徒支援課長	報告事項2点目「OITA COCOLO PLAN」について」ご報告申し上げます。
	「OITA COCOLO PLAN」につきましては、令和6年7月に不登校対策の総合的なプランとして策定し、これまで「スロースタートプログラム」をはじめとする様々な取組を実施してまいりました。
	この度、令和8年4月に取組内容を更新いたしましたので、主な事業についてご説明いたします。
	まず、「小さなSOSの早期発見と対応」のうち、不登校傾向のある小学校1年生児童への早期対応として幼保小連携などの取組を進めてまいります。
	次に、一人1台端末を活用した「心の健康観察」の試行と検証についてでございますが、悩みや不安を抱えた児童生徒の早期発見や早期支援を図るため、一人1台端末を活用した「心の健康観察」システムを令和9年度から導入したいと考えており、令和8年度は、事業者の選定及び一部の学校で先行実施を行うこととしております。
	次に、「多様な学びの場の確保」のうち、1週間を通した「ふれすぺ登校サポートプログラム」による個々の状況に応じた魅力ある多様な学びの場の提供についてでございますが、令和8年度からフレンドスペース、通称「ふれすぺ」を開設いたしました。
	「ふれすぺ」では、これまでの「おでかけフレンドリールーム」やメタバース空間上での活動に加え、オンライン配信による学習支援や興味のある活動を選べる場を設定することにより、1週間を通して、個々の興味に応じた多様な学びの場を提供してまいります。
	以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは次の報告事項の説明をお願いします。
学校施設課長	報告事項3点目「賀来小中学校施設整備事業のスケジュールについて」

ご説明いたします。

まず、（１）の全体スケジュールについてですが、建設工事は、２２か月の工期となり、令和８年１０月から令和１０年７月末となっており、引っ越し作業等を夏休みにおいて実施し、令和１０年９月以降、校舎の供用開始を目指してまいります。

次に、（２）の工事発注のスケジュールについてですが、６月上旬に建設工事の入札公告を行い、７月上旬に開札し、受注者が決定する予定です。その後、９月の議会で工事請負契約の締結についての議案を提出させていただく予定です。

引き続き、関係機関等と連携のうえ、施設整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

（なしとの声）

それでは次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項４点目「明治小学校施設整備事業のスケジュールについて」ご説明いたします。

まず、（１）の全体スケジュールについてですが、実施設計が進み、校舎の建設工事のスケジュールが明確となり、令和８年１０月から令和１０年７月末の工期２２か月を予定しております。その後、引っ越し作業等を夏休みにおいて実施し、令和１０年９月以降、校舎の供用開始を目指してまいります。

次に、（２）の工事発注のスケジュールについてですが、６月上旬に建設工事の入札公告を行い、７月上旬に開札し、受注者が決定する予定です。その後、９月の議会で工事請負契約の締結についての議案を提出させていただく予定です。

引き続き、関係機関等と連携のうえ、施設整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

教育長

全委員

教育長

学校施設課長

教育長

五番委員

すみません、少し説明をお願いします。

これは、要するに、令和7年12月時点の計画と比べて、令和8年5月時点の計画では、建設工事の期間が半年間短くなったということですよね。その結果、校舎の供用開始も早くなるという理解でよろしいでしょうか。建築資材が手に入りにくいといった話も聞く中で、半年早くなるというのはよいことだと思う一方で、本当に大丈夫なのかなという印象もあります。工期が短くなった理由について、何かあるのでしょうか。

学校施設課長

実施設計が進む中で、工事期間を短縮できる見込みが立ったということでございます。現時点では、工期を短縮しても対応できると考えており、その予定で進めてまいりたいと考えております。

五番委員

わかりました。早くなること自体はよいことだと思いますが、今申し上げたように、大丈夫なのかなという点が気になったものです。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは次の報告事項の説明をお願いします。

学校施設課長

報告事項5点目「大分市教育施設整備保全計画2026改訂について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市教育施設整備保全計画について、ご決定をいただくとするものでございます。

保全計画（案）につきましては、令和8年4月1日から4月30日までの間、パブリックコメントを実施し、施設の老朽化等に関する意見など、7名の方から8件のご意見をいただきました。

パブリックコメントを踏まえた保全計画（案）の変更はございませんが、これらのご意見については、貴重なご意見として、今後の整備の参考とさせていただきます。

なお、本委員会でのご決定の上は、令和8年6月の市議会定例会において報告するとともに、ホームページにて公開いたしたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員
教育長
学校施設課長

(なしとの声)

それでは次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項6点目「学校規模の適正化に関するアンケート調査について」
ご説明いたします。

令和4年に策定した「大分市立学校適正配置基本方針」において、学級数が31以上の小中学校を過大規模校とし、その状況がおおむね5年以上続く場合は、学校規模の適正化つまり適正配置について検討する必要があるとしています。

この適正配置の実施にあたっては、児童生徒、保護者、学校、地域等への影響が大きいことから、少子化が進展する現在においては、将来的に児童生徒数の減少が見込まれる場合等を考慮したうえで、慎重を期すこととしています。

こうした中、大東中学校については、現在、過大規模校の中でも突出して生徒数が多いことに加え、校区内にある大規模住宅団地（京が丘）の開発が進んでおり、今後はさらなる生徒数の増加が継続する見込みであることから、どのように対応していくのが喫緊の課題となっています。

したがって、適正配置基本方針の考え方にに基づき、学区外就学許可や隣接校選択制の大幅拡大など、現行制度の活用による取組のさらなる促進と、今後の学区再編に向けた他校区への就学のニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施します。

学区再編を検討する理由については、下のフローチャートに示しておりますが、大規模校の適正配置を実施する場合の方策である「施設整備」や「学校の分離新設」が難しいことから、「通学区域の再編」により一定数の生徒の異動が可能であると考えております。

なお、仮に学区再編を実施する場合、その準備には相当の期間を必要としますので、今後の取組に進捗がございましたら委員会にて報告させていただきます。

アンケート調査の対象は「現在大東中学校に通う生徒とその保護者」、
「大東中学校の通学区域にある明治小学校、明治北小学校、松岡小学校に通う現在5・6年生の児童とその保護者」、「これらの小中学校の教職員

全員」とし、6月中旬以降から1か月程度の期間で実施する予定です。

その後、集計や分析を行い、今後の適正配置の方針を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

五番委員

アンケート調査について、どのような内容を想定されているのか教えてください。これから詳細を詰めていかれるのだと思いますが、現時点でどのような項目を考えているのでしょうか。

学校施設課長

調査項目につきましては、まず、学校規模に関することとして、現在の学校の役割として特に重要だと思うことについてお尋ねする予定です。

また、大規模校の解消に向けた取組について、例えば、隣接校選択制や、過大規模状態の解消策として必要と考えられる方策についてお尋ねすることを考えております。

そのほか、通学区域の変更に対する考え方や、通学区域を変更した場合に配慮すべきこと、通学手段などについても、アンケート項目として想定しております。

五番委員

今の説明をお聞きすると、保護者を対象としたアンケートのように聞こえるのですが、児童生徒にも尋ねるということによろしいですね。

学校施設課長

はい。対象としましては、大東中学校の教職員、大東中学校の生徒、大東中学校区にある小学校5・6年生の児童、また、その保護者を予定しております。

五番委員

お聞きしたいのは内容についてです。

児童生徒には、どのようなことを尋ねるのでしょうか。先ほどのご回答は、保護者や教職員向けの内容のように感じましたので、こどもたちにはどのようなことを聞くのか教えてください。

学校施設課長

児童生徒には、学校生活の中での困りごとに関する内容が中心になると考えております。

例えば、人数が多いことで友達ができにくいと感じるか、知らない同級生が多いと感じるか、先生と親しくなりにくいと感じるか、といった項目を想定しております。

また、全校生徒が多いことにより、例えば終業式や修了式を全体で行いにくいことや、体育大会をグラウンドで実施しにくいことなど、学校生活の中で実際に感じていることについて意見をいただくものです。

五番委員

わかりました。これまでも統廃合などの際に調査をされてきたと思いますが、アンケートをどのように作るかというのは非常に大きな問題だと思います。これから検討されることとは思いますが、まずは内容について確認させていただきました。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは次に、教報議第5号「令和7年度補正予算（令和8年3月31日付市長専決処分）について」を議題といたします。

なお、これより秘密会の議案審議となります。

傍聴の方、廣津留委員はご退席ください。

教育総務課長

議案書と資料をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教報議第5号「令和7年度補正予算（令和8年3月31日付市長専決処分）について」ご説明申し上げます。

この補正予算に係る専決処分につきましては、国庫補助事業などの補助金の額の確定に伴う事業費の確定や、決算見込額の精査などにより、一般財源の未執行額を把握することによって、年度末において財務上の予算調整を行うことを目的に、市長が年度末に処分を行い、令和8年第2回市議会定例会において承認を受けようとするものでございます。

今回、教育委員会では「予算」、「繰越明許費」をそれぞれ補正予算として専決処分しており、概要について順にご説明いたします。

まず、10款：教育費における予算補正でございますが、左上の表が市長部局分も含めた全体で、そのうちの教育委員会所管分が右側の表でございます。上から補正前の額は216億1,024万4千円で、今回の補正額は5億7,377万8千円の減で、補正後の額は210億3,646万6千円でございます。

補正理由といたしましては、事業費の確定に伴う調整でございます。

次に、補正の概要についてご説明いたします。

「1項：教育総務費」につきましては、「屋内運動場・特別教室等空調設備事業」において8,000万円を減額補正しております。

「2項：小学校費」では「小学校施設管理事業」において1億6,000万円を、「就学援助事業」において5,000万円の合計2億1,000万円を減額補正しております。

「3項：中学校費」では「中学校施設管理事業」において1億円を、「就学援助事業」において2,000万円の合計1億2,000万円を減額補正しております。

「5項：社会教育費」では「埋蔵文化財発掘調査受託事業」において5,069万8千円を、「地区公民館施設整備事業」において4,000万円を、「少年自然の家施設整備事業」において、3,000千円を「美術品等購入事業」において、308万の、合計1億2,377万8千円を減額補正しております。

「6項：保健体育費」では「学校給食費徴収管理事業」において4,000千円を減額補正しております。

次に11款：災害復旧費における予算補正でございますが、左上の表が市長部局分も含めた全体で、そのうちの教育委員会所管分が右側の表でございます。上から、補正前の額は2,200万円で、今回の補正額は1,000万円の減で、補正後の額は1,200万円でございます。

補正理由といたしましては、事業費の確定に伴う調整でございます。

次に、補正の概要についてご説明いたします。

「2項：文化施設災害復旧費」では「社会教育施設災害復旧事業」において1,000万円を減額補正しております。

次に繰越明許費の補正でございますが、10款：教育費、2項：小学校費において、1件の変更がございます。

「小学校施設整備保全事業」において、令和7年度3月補正予算にて繰越明許費を計上しておりますが、事業の追加に伴い繰越金額を3億5,522万3千円から3億8,022万3千円に変更するものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご承認をいただいた上で、令和8年第2回市議会定例会にて承認をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教報議第5号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

それでは教議第38号「大分市立義務教育学校設置条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教議第38号「大分市立義務教育学校設置条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

学校施設課長

本案は、現在校舎の整備を行っております、大分市立賀来小学校及び大分市立賀来中学校について、中学校敷地内に一体整備を行うことを機に、より充実した小中一貫教育を実施することができる義務教育学校といたしたく、所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、施行期日は令和11年4月1日でございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

五番委員

小中学校を義務教育学校に変更していくメリットについてご説明いただいたと思いますが、もう少し具体的なところをお聞きしたいと思います。

学校教育課長

小中一貫教育校につきましては、市内に2校ございます。

今回、義務教育学校という形になった場合、現時点ではまだ具体的に決まっていない部分もありますが、学校の中で学年の区切りを柔軟に編成したり、新たな教科を設定したり、年間の指導内容を入れ替えたりすることが、これまで以上に可能になります。

そうしたことにより、小中一貫教育をさらに進めることができるものと考えております。

五番委員

一般論として、義務教育学校では、いわゆる6・3制の区切りを少し変えることなども可能になるわけですね。

賀来小中学校については、これまでも小中一貫教育校として、前期・中期・後期という形で進めてきたと思います。

今回、義務教育学校化することで、基本的な体制は大きく変わらないけれども、さらに充実させていくということだと思います。

その中で、具体的に大きなテーマとして、こういうことを変えていきたい、あるいは充実させていきたいというものがあれば教えていただきたいと思います。

施行は令和11年4月1日からということですね。まだ数年先ですので、これから具体的な内容を検討していくということでしょうか。

学校教育課長

例えば、碩田学園が開校した際には、小学校と中学校が一つになりました。同校につきましても、それまで小中一貫教育校として取組を進めておりましたので、義務教育学校になったことで内容が大きく変わったかという点、もともと取り組んでいた部分もごさいます。

ただ、義務教育学校になることで、例えば英語教育をさらに充実させるなど、より柔軟な教育課程の編成が可能になります。

五番委員

反対しているわけではありません。

ただ、ある意味ではモデル校、先進校という位置付けになると思いますし、特別な存在になるのではないかと感じています。

そうした学校を、市としてどのように位置付け、どのように進めていくのかという点を確認したかったものです。

教育長

私からも少しお尋ねします。

条文の第2条の表で、松尾図書基金の「途中」と書かれている部分がありますが、これはどういう意味でしょうか。

提案理由に、第2条の表「松尾図書基金」とあります。これはどのような内容でしょうか。

次長兼文化財課長

松尾図書基金につきましては、大分市基金条例に定められている基金で、基金額は100万円でごさいます。

この基金から生じる収益を、賀来中学校の図書の整備に充てるものでご

ざいます。今回の改正に伴い、その基金の対象として取り扱うためには、該当部分の改正が必要となります。基金の取扱いに関する技術的な改正でございます。

教育長

わかりました。ありがとうございます。

学校教育課長

すみません。ご質問への説明が少し不足していたと思いますので、補足いたします。

これまでも小中一貫教育校ではありましたが、施設は別々に分かれておりました。今回、施設が一つになるという点が大きな特徴でございます。

こどもたちが一つの校舎で過ごすことにより、日常的に異学年交流がしやすくなります。また、教育活動をより計画的に行うことができるため、これまで以上に実践的に小中一貫教育を進めることができると考えております。

これまでは道路を挟んで施設が分かれておりましたが、それが一つになることで、こども同士の交流や教職員間の連携も含め、より一体的な教育活動が可能になるということでございます。

説明が少し足りず、失礼いたしました。

五番委員

わかりました。私もそのようなイメージでは捉えていませんでした。

なるほど、道路を挟んでいたものが一つになるということですね。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育総務課長

それでは、お配りした議案書と資料を回収いたします。

教育長

以上で本日予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

教育総務課長

6月の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。

6月30日火曜日午後3時から定例教育委員会を開催いたしますので、ろしくお願いいたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他に何かございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 5 5 分 閉会)